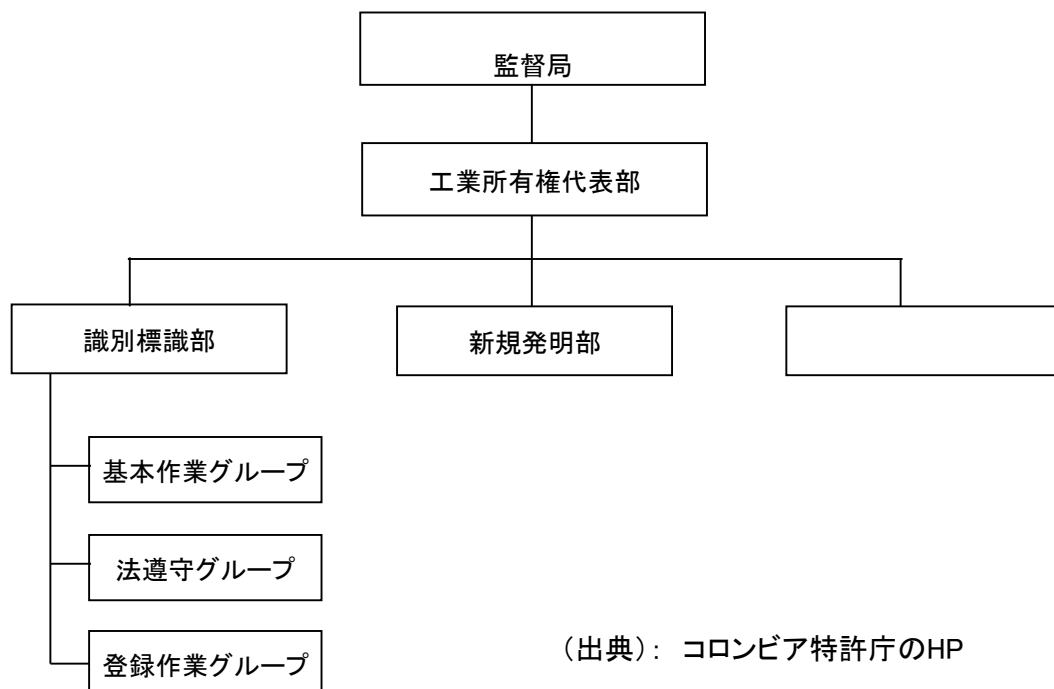


国名	Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)				
名称	Ministerio de Industria, Comercio y Turismo / Superintendencia de Industria y Comercio				
所在地	Carrera 13 No 27-00,Pisos Mezanine, 5 y 10 Bogotá				
連絡先	(電話) (571) 587 0000		(FAX) (571) 587 0054		
	(E-mail) info@sic.gov.co		(internet) www.sic.gov.co/		
組織の長	Superintendent of Industry and Commerce: Mr. Andrés Bernardo Barreto González.				
沿革	<p>(1) コロンビアの工業所有権法は、原則としてアンデス共同体委員会決定第486号(2000年12月1日発効)を基礎としている。同決定は、TRIPS協定に沿うものであり、この決定に規定がない事項については国内法による。</p> <p>(2) コロンビアは、アンデス共同体加盟国であり、カルタヘナ協定締結国である。カルタヘナ協定は、1969年5月25日にボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル及びペルーの間で締結され、1971年7月1日に発効した。その後、ベネズエラが加盟(1973年2月13日)し、チリは脱退(1976年10月30日)した。また、ベネズエラは2006年4月22日にアンデス共同体から離脱した。</p> <p>(3) カルタヘナ協定の最高決定機関は、産業財産権法に関する共通規則を定める決定を行なっている。最初の決定は決定第85号であり、2000年12月1日から適用されている決定第486号に差替えられている。</p> <p>(4) この決定第486号は、発明特許、実用新案特許、意匠、商標、サービスマーク、団体商標、証明商標、広告スローガン、商号、原産地名称、地理的表示、集積回路の配置の保護及び不正競争について規定している。同様に決定第345号は植物品種の保護を、決定第351号は著作権の保護を、そして決定第291号は実施許諾及び技術移転について規定している。</p>				
所管	特許、実用新案、意匠、商標、原産地名称、集積回路の回路配置の保護、商号、広告スローガン				
加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原坂地表示)
	1980/5/4	1988/3/7	2014/3/20	1994/5/9	
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1996/9/3		1994/5/16	1976/9/17
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	PT(演奏及びレコー
		2012/4/13		2002/3/6	2002/5/20
		ヘーグ			
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	2016/7/26				
	マドリッド商	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	2012/8/29	2001/2/28			
ストラスブール	ウィーン	WTO			
		1995/4/30			

国名	Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)					
統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	2,372	2,223	2,157	2,121
		(内 外国出願)	1,777	1,808	1,735	1,752
		(内 日本から)	72	78	54	90
		(内 PCTルート)	1,692	1,707	1,665	1,706
	実用新案	全数	216	188	177	203
		(内 外国出願)	25	22	22	14
	意匠	全数	556	638	668	792
		(内 外国出願)	297	350	337	427
		(内 日本から)	41	39	49	47
	商標	全数	27,086	28,131	30,247	31,048
		(内 外国出願)	9,654	10,120	10,292	9,701
		(内 日本から)	206	263	287	235
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	1,164	1,271	1,630	1,075
		(内 外国出願)	998	1,056	1,317	831
		(内 日本から)	58	53	67	39
		(内 PCTルート)	960	1,022	1,265	800
	実用新案	全数	134		56	133
		(内 外国出願)	19		5	15
	意匠	全数	555	562	510	642
		(内 外国出願)	362	304	306	361
		(内 日本から)	52	28	50	45
商標	全数	22,087	25,513	23,157	20,775	
	(内 外国出願)	9,482	10,430	9,888	8,908	
	(内 日本から)	240	260	284	283	
出典: WIPO IP Statistics						

組 織

<組織図> 工業所有権代表部はMinistry of Economic Development, Superintendence of Industry and Commerce (経済発展、産業及び通商管理省)の下部組織である。



(出典): コロンビア特許庁のHP

①国名	Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2000年12月1日施行(アンデス共同体委員会決定第486号を基礎としている)
	③地理的効力の範囲	コロンビア国内のみ
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(個人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	
	⑦出願言語	スペイン語 (知財法第7条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (知財法第50条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第16条)
	⑩グレースピリオト*	有。次のケースが規定されている。 (1) 出願人又は承継人による開示の日から1年 (2) 国内工業所有権当局による適用条項に違反する開示の日から1年 (3) 発明者又は承継人から直接若しくは間接的に関連する情報を取得した第三者による開示の日から1年 (知財法第17条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 自然界で発見された生物、自然生物学的方法及び自然生物の染色体又は胚珠を含む、自然界に存在する又は自然界から分離可能な生物材料の全体又は一部 (3) 文学的及び芸術的作品並びにその他著作権で保護される作品 (4) 精神的行為の遂行、ゲーム又は経済及び事業活動をするための計画、規則及び方法 (5) コンピュータ・プログラム及びソフトウェアそれ自体 (6) 情報の提示方法 (7) 公の秩序若しくは道徳を保護するために、コロンビア国内での商業的実施を禁止する必要があるものに関する発明 (8) 人若しくは動物の健康又は生命を保護するため又は植物若しくは環境を保全するために、コロンビア国内での商業的実施を禁止する必要があるものに関する発明 (9) 植物、動物又は植物若しくは動物を作り出すための本質的に生物学的な方法 (10) 人及び動物の内科並びに外科的治療方法、及び人又は動物の体に対して行われる診断方法 (知財法第15条、第20条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。実体審査においては、特許庁は専門家又は科学若しくは技術団体に報告書を求めることができる。また、他国の知的財産当局の報告書も求めることができる。さらに、特許庁は同一発明に関連する外国出願に関する情報の提出を出願人に求めることができる。(知財法第44条、同法第46条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願の公開日から6ヶ月以内。 (知財法第44条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日または優先日より18か月経過後または前記期間にかかわらず出願人が方式審査後に公開を要求した場合(知財法第40条)
	⑯異議申立制度の有無	有。出願公開日から60業務日以内に異議の申立を行なうことができる。 (付与前) (知財法第42条)
	⑰無効審判制度の有無	
	⑱実施義務	

①国名	Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)	
	⑱	
	⑳費用 単位 COP (コロンビア・ペソ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 443,000 COP 優先権主張料 124,000 COP 審査請求料 371,000 COP 登録料 [特許権維持に掛かる費用] 年金 各年 230,000 COP
	㉑料金減免措置の有無	有。低所得の個人の出願人の出願料及び実体審査料が75%減額される。
	㉒PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)	
実用新案 制度	②最新実用新案の施行年月日	2001年12月1日施行（アンデス共同体委員会決定第486号を基礎としている。「実用新案特許」として規定されている）
	③地理的効力の範囲	コロンビア国内のみ
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	
	⑦出願言語	スペイン語 (知財法第7条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年 (知財法第84条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第16条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1) 出願人又は承継人による開示の日から1年 (2) 国内工業所有権当局による適用条項に違反する開示の日から1年 (3) 発明者又は承継人から直接若しくは間接的に関連する情報を取得した第三者による開示の日から1年 (知財法第17条)
	⑪不登録対象	(1) 実用新案の定義と合致しない主題 (2) 彫刻、建築物、絵画、又は純粋に美術的性質を持つ主題 (知財法第81条、第82条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。実体審査においては、特許庁は専門家又は科学若しくは技術団体に報告書を求めることができる。また、他国の知的財産当局の報告書も求めることができる。さらに、特許庁は同一発明に関連する外国出願に関する情報の提出を出願人に求めることができる。(知財法第44条、第46条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願の公開日から6ヶ月以内。 (知財法第44条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から12ヶ月経過後。 (知財法第85条)
	⑯異議申立制度	有。出願公開日から30業務日以内に異議の申立を行うことができる。 (付与前) (知財法第42条)
	⑰無効審判制度の有無	
	⑱実施義務	
	⑳費用 単位 COP (コロンビア・ペソ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 260,000 COP 優先権主張料 124,000 COP 審査請求料 248,000 COP 登録料 [特許権維持に掛かる費用] 年金 各年 137,000 COP
	㉑	

①国名	<p style="text-align: center;">Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)</p>	
	①料金減免措置の有無	有。低所得の個人の出願人の出願料及び実体審査料が75%減額される。
	②PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2000年12月1日施行 (アンデス共同体委員会決定第486号を基礎としている)
	③地理的効力の範囲	コロンビア国内のみ
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国
	⑤出願人資格	意匠の創作者及び承継人又は譲受人(自然人、法人) 譲受人の場合は公証されること、及び譲渡書の提出が必要
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	
	⑦出願言語	スペイン語 (知財法第7条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10年 (知財法第128条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第115条)
	⑩グレースピリオド*	(1) 出願人又は承継人による開示の日にから1年 (2) 国内工業所有権当局による適用条項に違反する開示の日から1年 (3) 発明者又は承継人から直接若しくは間接的に関連する情報を取得した第三者による開示の日から1年 (知財法第17条)
	⑪不登録対象	(1) 意匠の定義に合致しない意匠 (2) 必要な新規性を欠く意匠 (3) コロンビアにおける商業的実施が道徳若しくは公の秩序を保護するために禁止されている意匠 (4) 外観が本質的に技術的思考又は技術的機能の実行によって定められており、創作者の恣意的な関与を不要とする意匠 (5) 他の製品に機械的に組み込まれる又は接続されるために、その正確な複製が必要とされる形状のみから構成される意匠 (知財法第115条、同法第116条)
	⑫実体審査の有無	有。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	
	⑰「組物」の意匠制度の有無	
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟) (知財法第127条)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願が方式要件を満たしていると判断されると、出願の公告が命じられ、その後、月刊の工業所有権公報で公告(公開)される。 (知財法第121条)
	⑳秘密意匠制度の有無	
	㉑異議申立制度の有無	有。出願の公告日から30日業務日以内に異議の申立てを行なうことができる。 (付与前) (知財法第122条)
	㉒無効審判制度の有無有無	
	㉓登録表示義務	

①国名	Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)	
	⑭	
	⑮費用 単位 COP (コロンビア・ペソ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 443,000 COP 優先権主張料 124,000 COP 審査請求料 登録料 [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料
	⑯料金減免措置 の有無	有。

①国名	Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)		
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2000年12月1日施行（アンデス共同体決定第486号を基礎としている）	
	③地理的効力の範囲	コロンビア国内のみ	
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国	
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標、商号、広告用スローガン、原産地名称、ラベル及び識別標識、原産地名称、地理的出所表示	
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、音響商標、芳香商標	
	⑦出願人資格	標章を使用する者及び使用を意図している者(自然人、法人)	
	⑧権利付与の原則		
	⑨本国登録要件		
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格		
	⑪出願言語	スペイン語 (知財法第7条)	
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から10年。10年ごとに更新することができる。 (知財法第152条)	
	⑬「グレースピリット」	有。公の又は公認の国際博覧会における展示日から6ヶ月 (知財法第141条)	
		⑭不登録対象	<p>(1) 視覚的に認識できない標章</p> <p>(2) 必要な識別力を備えていない標章</p> <p>(3) 関係商品若しくはその包装の通常の形状、あるいは製品若しくはサービスの特別な機能によって定められる形状又は特徴からなる標章</p> <p>(4) 標識が使用される製品若しくはサービスに機能的又は技術的利点を与える形状又はその他の構成要素からなる標章</p> <p>(5) 標識が使用される商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期、又はその他の詳細、特徴若しくは情報を、指定又は説明するために、営業上使用することができる標章又は表示のみからなる標章であって、その商品若しくはサービスの賞賛を含むもの。</p> <p>(6) 関係商品若しくはサービスを普通に又は技術的に指定する標章又は表示のみからなる標章</p> <p>(7) その国の普通の言語又は商業上の使用において、関係商品若しくはサービスの普通の又は通常の名称のみからなる標章、又はそのような名称となった標章</p> <p>(8) 明確な形態を示す区分なしに分離した一色からなる標章</p> <p>(9) 特に、関係商品若しくはサービスの出所、性質、製造方法、特徴又は品質、あるいは上述した商品若しくはサービスの用途の適応性に関して、業界又は公衆を欺くおそれがある標章</p> <p>(10) 保護されている原産地名称を同一の商品若しくはサービスについて複製、模倣又は包含する標章であって、その使用が混同の危険又はその表示との関連性を想起させるおそれがある場合、又はその表示の周知性の利点を不正に利用する場合</p> <p>(11) ぶどう酒及び蒸留酒について保護されている原産地名称を含む標章</p> <p>(12) 適用される商品若しくはサービスに関して混同を生じさせるおそれがある国内又は外国の地理的表示からなる標章</p> <p>(13) 紋章、旗章、記章、国家の管理又は保証のために使用される公式署名(official signs)若しくは公式印章(official stamps)、又は紋章学的見地からその模倣といえるもの、又は、国際機関の紋章、旗章、その他の記章、名称若しくは略称を、商標又は商標の構成要素として管轄当局の承認を得ずに複製又は模倣する標章</p> <p>(14) 技術水準の適合を示す標章を複製又は模倣する標章。ただし、その基準及び品質要件について責任を持つアンデス共同体加盟国の国内組織が登録出願した場合を除く。</p>

①国名	Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)
	<p>(15)保護されている商号、ラベル又は営業標識と同一若しくは類似の標章であって、状況によってその使用が混同又は関連性を想起させるおそれがあるもの。</p> <p>(16)コロンビア若しくは外国で保護されている植物品種の名称を複製、模倣又は包含する標章であって、その標章が、当該品種に関係する商品若しくはサービスに使用されることを意図している場合、又はその標章の使用が当該品種との混同若しくは関連性を想起させるおそれがある場合。</p> <p>(17)法律、道徳、公の秩序又は善良なる習慣に反する標章</p> <p>(18)第三者が先に登録又は登録出願した標章と同一若しくは類似の標章であって、同一の商品若しくはサービス、あるいはそれと混同又は関連性を想起させれ商品若しくはサービスについて使用されるもの。</p> <p>(19)登録又は登録出願されている広告用スローガンと同一若しくは類似の標章であって、状況によってその使用が混同又は関連性を想起させるおそれがあるもの。</p> <p>(20)他人に属する識別力のある標識について、出願人が現在又は過去から、コロンビア又はその他の国で保護されている当該標章の所有者から明確に許可された者の代理人、取引業者又はその者自身であり、その標章の使用が混同又は関連性を想起させる場合、当該標章と同一又は類似の標章</p> <p>(21)特に出願人以外の人物又は出願人以外の者であると公的部門によって特定できる人物の氏姓、名前、署名、地位、愛称、雅号、画像、肖像、戯画を含む、商業的若しくは非営利法人組織又は個人の、同一性又は地位に影響を与える能力を持つ標識からなる標章</p> <p>(22)第三者の工業所有権又は著作権を侵害する標章からなる標章</p> <p>(23)原住民、アフリカ系アメリカ人又は地域社会の名称、あるいはその名称に関する商品又はサービス若しくはその手順方法を識別するために使用される名前、言葉、文字、特徴もしくは標章、あるいはその文化もしくは慣行の表現からなる標章</p> <p>(24) 第三者が所有する周知な識別標識の一部若しくは全体の複製、模倣、翻訳、音訳又は転写からなる標章であって、その商標が適用されている商品若しくはサービスを問わず、その使用が第三者自身又はその商品若しくはサービスと混同又は関連性を想起させるおそれがあるか、その周知標章の名声を不当に利用するものであるか、あるいは当該標章の識別力のある特徴又は商業上若しくは広告上の価値を希釈化するおそれがある場合 (知財法第135条、同法第136条)</p>
⑮防護標章制度の有無	有。 (知財法第225条)
⑯周知商標制度の有無有無	<p>有。標識が周知であるかどうかは、次の事項が考慮されて決定される。</p> <p>(1) 標識がアンデス共同体加盟国の何れかの関係公衆に知られている程度</p> <p>(2) 当該国の内外でその標識が使用されている期間、範囲及び地域</p> <p>(3) 博覧会等の催事での標識が適用される組織又は活動に関する公告及び展示を含む、当該国の内外での標識の販売促進が行われている期間、範囲及び地域</p> <p>(4) 標識、又はその標識が適用されている組織、活動、販売促進のためにされた投資の価値</p> <p>(5) 周知であると主張する標識を有する企業のコロンビア国内外における販売額</p> <p>(6) 標識が本来有している又は取得した識別力の程度</p> <p>(7) 企業資産としての当該標識の簿価</p> <p>(8) 特定の地域内における標識に基づく使用許諾又はフランチャイズの取得希望者からの問合せの件数</p> <p>(9) 当該標識の所有者がコロンビア国内で製造、購買又は保管活動を行ったことの顕著な存在</p> <p>(10) 当該標識を使用する商品又はサービスの国際取引関連の側面</p> <p>(11) コロンビア国内外における当該標識の登録(出願)の存在及び年数 (知財法第225条、同法第226条)</p>
⑰一出願多区分制度の有無	有。
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。方式審査を経た後の公告において異議申立があると、登録性について審査が行われる。 (知財法第144条、同法第150条)
⑲審査請求制度の有無	無。
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。

①国名	Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)	
②①出願公開制度の有無		無。出願公開制度はないが、出願が方式要件を満たしているときは、出願は月刊の工業所有権公報により公告(公開)される。(知財法第145条)
②②異議申立制度の有無		有。公告日から30業務日以内に、異議を申立てることができる。(付与前) (知財法第146条)
②③無効審判制度の有無		
②④不使用取消制度の有無		有。3年。継続して3年以上の不使用については、利害関係人は不使用による当該商標の取消を請求することができる。(知財法第165条)
②⑤商標分類		国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟)
②⑥図形要素の分類		無。
②⑦譲渡要件		
②⑧		
②⑨費用 単位 COP (コロンビア・ペソ)		[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 565,000 COP [商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新出願料 528,000 COP
②⑩料金減免措置の有無		有。